

いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL <http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/>

自治体に働く職員の 安全衛生研修会 いきいきとした職場をめざして



自治労連
メンタルと職場巡視
安全衛生研修会

愛知県下から145人参加

知った、学んだ研修会

10月23日(金)、労働会館において自治体職場に働く職員の安全衛生研修会が行われました。名古屋市職労からは大量の74人(うち行政側46人)、県下15単組を加え145人が参加しました。

「心がホッとするひと工夫ーうつ病の予防と対応を含めて」をテーマに桶狭間病院 藤田心ケアセンターの鈴木竜世医師が話をされました。

テンポの速い話に多少戸惑いながら「うつ病について、医学的に病気であることを理解することが重要であり、薬物治療と並行して、“心の休養”が重要であるということを知りやすく説明されたと思います」と感想が寄せられています。

第二部では滋賀医科大学 埴田和史准教授(労働衛生コンサルタント)が「職場をどう把握し、改善するか 安全衛生の活動の進め方」について講演されました。「職場を調査し分析することの大切さを知った」「長時間労働が及ぼす悪循環について考えさせられた」などの感想が寄せられました。

仕事で苦しんでいる同僚にどう接すればよいのかの質問に「安全衛生委員は休養すべきと助言すべき、仕事のことは職制が考えればよい」と明確に答えてみえました。(目の前の労働者と家族のことが第一)

次回はパーソナリティ障害に関する希望が多くありました。

(文責：吉川 正春)

ドラッグスギヤマ

損 害 賠 償

杉 山 裁 判

杉山裁判、有終の美を飾る！

9月27日勝利報告集会

当初は暗中模索を重ねながら、やがて貴紀さんの同僚を訪ね歩き始めたところから一条の光が差し始めました。原告のご両親が労を惜しまず運動の第一線に立って、勝つために必要な運動にチャレンジし続けてきたことが勝利の力です。ごく普通の勤労市民、主婦であったお二人が7年を経過する中で鋭い批判力と人々と力を合わせることを学び育てられてきたことに感動を覚えま

す。大型ドラッグストアで働く薬剤師の労働現場を鋭く告発し、今後につながる連帯の基礎を作る大きな役割も果たしました。原告、弁護団、健康センターを中心とする支援運動の総合力を遺憾なく発揮し勝利を収めた典型的な事件と言えるでしょう。今後のお二人の活躍を期待しています。

(文責：近森 泰彦)



弁護団と原告・杉山夫妻



過労死家族の会と原告・杉山夫妻

静岡の支援者と
原告杉山夫妻 →



わらび座公演

一生と死の輝きの物語

手塚治虫誕生80周年記念ミュージカル

「火の鳥」 (鳳凰編)

・日時：2010年1月30日(土) 18:30開演(会場/18:00)

・場所：旧名古屋市民会館中ホール

・入場料：S席/5000円 A席/4500円

ソフトバンク
過労自死損害賠償
小 出 裁 判

勝利的和解の報告集会 110名参加!

ソフトバンク小出過労自死損害賠償裁判

10月24日(土)午後4時から労働会館において110名を集めて、勝利和解報告集会が開かれました。

小出さんを支援する会会長・渡邊三千夫氏は、あいにく手術後のため参加できませんでした。しかし、この闘いの先頭に立って運動を牽引した勝利の喜びをメッセージに託し、年金者組合守山支部の加藤さんが代読。

はじめに原告三人に過労死家族の会と健康センターから花束が、次に岩井・田巻・伊藤の弁護士三人に原告から感謝の花束が贈られました。

岩井弁護士から事件の経過の説明があり、樽松愛労連議長、竹崎国民救援会事務局長、勅使河原愛知争議団事務局長、鈴木美穂過労死家族の会代表、鈴木明男愛知健康センターからお祝いの言葉が語られました。全国過労死家族の会会長の寺西さんの音頭で乾杯があり、食事に入りました。

集会には、小出さんの運動のひろがりやを反映して多彩な人が集まりました。堯さんが好きだった卓球の守山の会の方、栄総行動でソフトバンクへ要請に行った仲間、駅前宣伝を共にこなった国労・石川島播磨の労働者、布川事件の原告桜井さん、足利事件の犯人に仕立てられた菅谷さん等

す。テレビカメラは菅谷さんを追って三次会まで取材をしていました。現在も労災認定を求めてたたかっている沢山の仲間からも、闘いの決意が表明され支援の拍手が続きました。

最後に小出典子、高見一七子、小出孝典の三人の原告からお礼のあいさつがあり、支援する会副会長・鬼頭昌俊さんからウィットに富んだ閉会の挨拶がありました。

二次会は会場で行われ30名程が参加。カラオケの好きな弁護士につれられて三次会、そして四次会まで行われるほど、熱気に満ちていました。原告の就寝時刻は朝4時頃と聞いています。

当日の参加者には、2400日に及ぶ小出さんの闘いをまとめた報告集が配布されました。報告集は105ページで、カラー印刷も6ページあります。また支援する会会員83名から寄せられたお祝いのメッセージも入っています。8月から家族を中心に原稿を編集し、短期間の作業で発行にこぎ着けました。随所に家族の細かい配慮が充ち満ちています。徹夜の作業も何回かやったようですが、高見一七子さんは疲れも見せず、充実感に満ちた明るい笑顔でした。

(文責：宮崎 脩一)



小出裁判和解報告集会(09年10月24日)



小出堯さんの労災認定を求め提訴(09年11月2日)

障がい者の労災基準を求めて

12月4日(金)13:30口頭弁論、結審か？

原告 小池 友子

1. 身体障害者枠で採用したにもかかわらず、健常者と同じ労働実態

夫・小池勝則は、心臓機能障がいとして身体障害者手帳3級の交付を受けており、2000年11月、家電量販店マツヤデンキ・豊川店に「身体障害者枠」で採用されました。

職場では1日中立ち仕事で、休憩も十分に取れず、販売ノルマがあり、気温差のある屋外へ上着を着ないまま商品運搬することもありました。12月中旬には年末商戦のた

め、営業時間の延長と共に時間外労働も増加。「こんな仕事のできない奴をよく雇ったなあ」とのパワハラもありました。

入社時の健康診断や産業医との協議は行われず、店長と体調について話す機会もなく仕事を続けた結果、就職からわずか1カ月半後に自宅で倒れ死亡しました(享年37歳)。

2. 労基署・名古屋地裁は心臓障がい者として配慮せず、健常者基準で労災を棄却

労災申請しましたが、障がい者には労災認定の基準がなく、健常者との比較で「労働は過重でなかった」と棄却。労働保険審査会も同様に棄却しました。

2008年3月、名古屋地裁は、

- ① 時間外労働が過労死基準の45時間を大きく下回っている(地裁認定33時間、

原告主張44.5時間)

- ② 立ち仕事などは過重な労働ではなかった

- ③ 心不全患者に突然死が多いなどを理由に「健常者の労災基準」で判断し、請求を棄却しました。

3. 障がい者の社会参加促進と、安心して働ける職場環境をめざして

2008年12月、参議院厚生労働委員会の障害者雇用促進法改正の質疑において、小池晃議員が、夫の過労死問題の実例を示して「障害者には独自の労災基準」を設定すべきではないかと質問。これに対し、前舛添厚生労働大臣は、「検討する」と答弁しました。

いま、政府は、障がい者権利条約の批准に向け準備をすすめています。労働関連国内法の整備とともに内容ある条約の早期批准が求められます。この裁判で労災認定を勝ち取ることは、障がい者の雇用と職場環境の改善に大きな影響を与えるものと、確信しています。

4. 須田民男医師の証人尋問で、夫の過労死が明らかに！

心臓機能障がいの専門医であり、労働衛生コンサルタントとして、数々の労働事件裁判で鑑定実績がある須田民男医師は、意見書で「職場における杜撰な健康管理が、突然死を招いたもので、業務に起因する突然死と断定する」と述べています。

2009年9月7日、第3回口頭弁論では証人尋問が行われ、次のように証言されました。

- ・担当医師、産業医との間でどのような注意と、どのような就労形態が可能かとい

うことが十分相談されなければならない。

- ・午後3時までの制限勤務から始め、その間に負荷に対する健康状態を評価し、勤務を延ばしていくなど、見習い期間が必要。
- ・普通人でも8時間労働が守られなければいけないのに、(入社当初から)すでに30分オーバーし、時には残業までしている。これを、雇用主も産業医の先生も知らないのでは困る。
- ・34歳で拡張型心筋症類似の状態になって、

37歳で死亡、わずか3年という経過は、この病気としては考えられない短い経過。最後の45日間は、この人にとって非常に負担だった。

- ・長時間労働が続くと、自律神経の中の交感神経系の緊張が高まって心臓に強い負荷がかかり、不整脈がおこって死亡する。心不全患者に突然死が多いというイギリスの論文は、人種差や社会文化的な様式

の差が考慮されていない、鵜呑みにして裁判に出すのは、非常にまずいこと。

- ・NYHA（ニューヨーク心臓協会）の分類や障害者3級という点で、決してそんなにあつという間に死んでしまう人ではない。
- ・障害者枠という国の法律で入っているのが、全然守られていないという点では極めて残念。

5. 原告より皆様へ

主治医は「事務的な仕事しか無理である」との見解です。また専門医・須田先生も、夫・勝則の仕事は、過重な業務であったと証言されました。

また、厚生労働省の外郭団体である「障害者職業総合センター」の研究資料にも、心臓機能障害3級は「通勤の負荷をなくし、

座業に限れば就労の可能性もある」旨が記載されています。労働安全衛生法や、障害者雇用促進法などの法令順守がされていれば、夫は働き続けることができました。

障がいのある者も一人の人間として、共に生きることのできる社会になることを願っています。こ支援お願い申し上げます。

6. これまでの経過

<被災者履歴等>

1997年 5月	豊橋市民病院で入院治療を受ける（水道工事会社に勤務）
97年11月	心臓機能障がいとして、身体障害者手帳（3級）の交付
98年 4月	愛知障害者職業能力開発校に入学（CAD設計科）
99年 3月	同校卒業
5月	（株）T社（機械設計）入社
2000年 1月	同社退職
11月10日	（株）マツヤデンキ・豊川店に「身体障害者枠」で入社
12月中旬	営業時間が午後9時まで1時間延長される
12月24日	帰宅後倒れる
25日	死亡を確認

<訴訟に至る経緯>

2001年11月 8日	豊橋労働基準監督署長に労災申請
02年 9月13日	業務外認定
03年 7月31日	審査請求棄却
05年 4月21日	再審査請求棄却
10月26日	名古屋地裁に提訴
08年 3月26日	名古屋地裁判決 請求棄却
4月 7日	名古屋高裁に控訴

第4回口頭弁論（結審が予想されます）

2009年12月4日(金)13:30

名古屋高裁1003法廷



豊 川 市 職 員
堀 さん 過 労 自 死
公 務 災 害 認 定 裁 判

元同僚、職場の実態を証言！

パワハラの実態が明らかに

10月9日(金)午後1時30分から、名古屋高裁において証人尋問法廷が開かれました。傍聴には30名を超える人が参加しました。

この日は自死された堀さんとその上司の両方を知っている阿部さんが証人として出廷してくれました。原告側・岩井弁護士から30分、被告側反対尋問が30分、裁判官からの尋問が5分程度ありました。

「堀さんを支援する会」では、裁判所への要請署名を集めています。現在役6,500筆に到達しています。是非、ご協力ください。

◆上司は大声で部下を叱る人物…証人尋問で明らかに！

証言の中で明らかになったことは、以下の点です。

- ① 堀さんは明るくてまじめで、よく気のつく人であり、特別にうつ病にかかりやすい性格ではなかったこと。
- ② 上司は役場に勤める大半の人が知っている人物であり、大声で部下を叱る人であったこと。
- ③ 上司はよく勉強していて熱意もあり、部下に間違った要求をしているわけではないが、みんなの前で「バカヤロー」とどなりつけたり、部下に対するフォローもなく、仕事に対する熱意を失わせる人物であったこと。
- ④ ある人は「彼の下ではいつか自殺者が

出るのではないかと」危惧していたこと。

- ⑤ 阿部さんが、この上司の下から別の部に転勤になった時、職場の仲間の中に転勤をうらやむ声があったこと。
- ⑥ 阿部さんも、この上司に、みんなの前で叱りとばされ、仕事を辞めようかと思いつめた体験があること。

反対尋問は岩井弁護士の尋問を補充するような証言をひきだしましたし、裁判官の尋問も上司の異常な人柄を浮き彫りにすることになりました。阿部証人は質問に動揺することなく、冷静に自分の体験をまじめに証言されました。その立派な姿勢は傍聴者の感動を呼び起こしました。

◆証人に、被告側弁護士が事前に面会し圧力！

実は裁判の事前に阿部証人に豊川市役所と被告側弁護士から面談の申し入れがあり、豊川市へは断り、被告側弁護士とは面談しました。その折り、被告側弁護士からはじめに「この裁判に市当局が負けたら、公務災害補償は税金で支払われるからね。」といわれ、暗に堀さんを勝たせるような証言は差し控えるようにと言わんばかりの圧力をかけられました。税金で給与を支払われる公務員は仕事や怪我をしたり、過労死したり、自殺においこまれても「税金を使うから、何も要求してはいけない」というような時代錯誤の認識をしめしたもので、弁

護士にあるまじき発言です。この報告は裁判後の集会に集まった人々の怒りを買っていました。



24時間型社会から人間らしい労働へ ～夜勤労働の規制強化を求める集い～



2009年4月に開催された「深夜労働を告発するシンポ」の第2弾として10月3日に東京で開かれました。

夜勤労働規制を提起

今回は岩城 穰弁護士の記念講演で「働きすぎ社会を変える－夜勤労働規制への問題提起」がされました。

岩城弁護士は故村上優子さん（看護師）が深夜労働を含む過重労働で過労死を認めさせた弁護団を勤めた方です。また、過労死家族の会や愛知健康センターが要求している過労（自）死を出した企業名の公表させようとオンブズマン活動を展開し、取り組んでいる弁護士です。

講演は夜勤労働の増加原因として昼間労働者の無制限な延長。夜勤労働と労働時間帯の24時間化。さらに貧困化による夜間労働への労働力の流出があると指摘されました。その上で国際水準から乖離している日本の長時間労働・深夜労働の実態に対して規制の強化を呼びかけました。

そのために労働運動・消費者運動・市民運動などの共同ネットワークを呼びかけ、特に従前の「民主団体」に留まらず、幅広い連帯を強調したのが印象的でした。

国際労働基準と日本の現状

東京社会医学研究センターの村上剛志理事は夜勤規制の国際労働基準と日本の現状

について報告がされました。

スウェーデンなど夜勤を原則的に禁止している国。アメリカなど夜勤賃金の割増率を100%（日本は25%）に上げている国。また、夜勤労働者の労働時間をフランスなどでは1週間あたり4時間も短縮している国があると報告されました。

国際的にはILO条約（171・178号）で夜勤の規制があって171号条約では夜業労働者の健康を保護し、家族的責任・社会的責任を果たすために援助する。併せて安全及び母性保護の分野においても夜業に従事する全ての労働者のためにとられる。とその原則を示しています。また、178号は171号を具体的に補足するものです。

しかし、国際的には規制強化がなされている中で、日本では夜勤に対する規制が殆どなく野放しの状況となっています。具体的には深夜割り増しが25%と半年ごとの健康診断が義務付けられているのみです。

24時間型社会を見直す運動を！

この現状を改定するために日本産業衛生学会などが国際的な基準を求めて夜勤規制の提言をしています。この提言を実現するために大きな運動が求められています。

すでに全印総連・生協労連・民放労連・全労連などが「24時間型社会を告発するシンポ」を7回に亘って行い、医労連も「夜勤交替制勤務と健康・安全シンポ」を開催して運動をおこしています。過労（自）死を防ぐためにも働き方を考えなおす機会になるように教宣活動の重要性を感じました。

（文責：鈴木 明男）

熱中症対策と知的障害者の 賃金差別是正を申告

—トヨタ系ファインシンター春日井工場—

全トヨタ労働組合 熊澤 学

私は全トヨタ労働組合（ATU）の一員として自分に対する人権侵害や差別の是正と職場の労働安全衛生や労働条件の改善に取り組んでいます。

先日、私と一緒に働いている障害者に対する賃金差別是正、職場の熱中症対策などについて名古屋北労働基準監督署に申告しましたので概要を伝えます。

最初に私の電話による訴えを受けて7月末に名古屋北監督署から監督官が調査に来ました。その結果を聞くために8月25日名古屋北労働基準監督署へATUの近森特別執行委員と一緒に出向きました。そこで改めて下記3点について文書による申し立てを行いました。

1点目は、製品出荷箱洗浄工場の熱中症対策です。工場は開放型の大型カマボコテントで夏場は40度を超す熱気と高湿度、冬は外気温度にさらされています。

会社は何もしないので私は思い切って監督署に相談しました。同時に、愛知県産業保健推進センターから懐中電灯大のWBGT（国際基準の熱中症環境測定器）計を借用して毎日決まった時間に測定しこのデータを提出し指導を求めました。

2点目は、上記、洗浄工場で働いている2人の知的障害者の賃金引き下げをやめさせる訴えです。彼らが雇用される前は同じ仕事を5名ほどの健常者が行っていました。

ところが会社は「最低賃金法施行規則における最低初任給の減額率に関する規定」（厚労省、平成20年7月1日施行）に基づいて2人の知的障害者の賃金引き下げ申請を行いました。監督署は係官を派遣して障害者の瞬間、瞬間の体の動きをチェックし、健常者に比べて「ごこちない」として引き下げを容認する査定をしました。（愛知県の最賃は731円、自動車産業の最賃は833円）しかしその内容は私たちに明らかにしてくれません。



熊沢さんが不当配転させられた、テント構造の作業場

通達文書には、「・・・その障害の程度が当該労働者に従事させようとする業務の遂行に直接支障を与えることが明白であり、かつ、その支障の程度が著しい場合のみ許可する」という適用制限を明示しています。

彼らは実に勤勉で健常者に比べて見劣りしない仕事をしています。監督官はこの全体の

仕上がりには目を向けていません。

この点で特例制度の趣旨に反するのではないのかと思い監督署の考えを改めるよう求めました。

3点目は、焼結炉の安全点検設備の取り付けです。

1週間に一度の割合で炉のメンテナンスを行います。

その際、メンテナンスをする作業者は、まだ高温（炉内部の温度計がまだ700度以上と表示）の焼結炉の上に、直接上がって、焼結炉の蓋を上げる作業をさせられます。

その際、安全靴の裏側が熱で溶けてしまうほどの高温なので、危険な作業である上に更に、急いで作業しなくてははいけません。

その後、焼結炉の内部の温度計が200度まで下がったら次は、焼結炉の内壁のメンテナンス作業をさせられます。

更にこの作業で使うホイスト（チェンブロック）レールなど設備は安全対策が全く無視され、重量物を移動させる時レールが弓なりに曲がってしまいます。労働安全衛生法に適合した法律に則って最低限の安全対策をただちに行うよう指導を求めました。

9月25日、10月9日に再度監督署に行きました。その際、さらに補充説明を加えました。Y監督官とT次長は、

1. 障害者の賃金減額については極めて歯切れが悪く、すでに減額を認める文書を局長名で発送する気配を感じました。「著しい支障がある」としたのでしょうか？
2. 熱中症対策については会社に改善指導を行うと明言しました。
3. 焼結炉のメンテナンス作業及び、設備対策に関しては「そのような作業のさせ方は論外である」と述べました。

労基署に申告したことを理由にして私に対して厳しい監視が始まりました。これはATUのまっとうな労働組合活動に向けられたあからさまな不当労働行為です。引き続き頑張りますので皆様方のお力添えよろしくおねがいします。



きれいごとを並べた、ファインシンターのホームページ

書籍紹介

「アスベスト惨禍を国に問う」 (大阪じん肺アスベスト弁護団・石綿被害者と市民の会)

国は国民の命を本気で守ろうとしているのか。柳田邦男氏推薦の書
国は知ってた！できた！でも、やらなかった！ー大阪・泉南アスベスト国賠訴訟は、アスベストによる健康被害が多発するこの地から、国の加害責任を追及して全国に先駆けて提訴された。その判決は、今後のアスベスト行政にも大きな影響を与えると見られている。

頒価¥1,050円 (ご注文は、愛知センターへ)

= 最高裁 =

尾崎さんの公務災害を認定

10月27日、静岡の故尾崎善子(48)さんの公務災害が最高裁で認定されました。

尾崎さんは小学校の養護教諭で多動障害児の受け入れでうつ病となり、2000年8月自死しました。遺族は公務災害であると静岡基金支部に申請していましたが認められませんでした。更に審査会、中央審査会でも不認定、静岡地裁でも公務災害ではないと判決が出されました。

しかし、2008年東京高裁は尾崎さんの自死を公務災害と認めました。

事実認定は静岡地裁と殆ど同じですが、正反対の観点で判断しています。

尾崎さんは「尋常でない事態に次々と遭

遇し、20年間培ってきた教員としての存立基盤が揺らぎ気力を使い果たし疲弊、抑うつ状態になった。」と業務の過重性を認めました。

また、「うつ病になりやすい性格は適応力のある誠実な気質と強く関係する。」さらに「個人的な脆弱性」を強調した地裁判決を退けました。

2009年10月27日最高裁は基金側の上告を「棄却」し尾崎さんの公務災害は9年振りに確定しました。静岡県働くものの安全と健康を守るセンターは一貫して尾崎さんの公災認定に取り組んできました。

(文責：大家 信義)

第13回 現代労働負担研究交流集会in名古屋

- * 日 時：2009年11月28日(土) 10時～17時、29日(日) 9時30分～15時
- * 会 場：愛知労働会館 2F 会議室(金山駅から名鉄本線に沿って神宮方向徒歩10分)
- * 参加費：2000円(交流集会報告書、会場費等。ただし、失業者、学生は無料)
- * 懇親会：「叶」(11月28日17時30分) 労働会館から徒歩5分。会費3000円

☆雇用破壊の原点、トヨタを見据えて愛知から次の報告を行います。

- ①「トヨタと向き合った 4 年間の成果」・・・ATU(全トヨタ労働組合)委員長・若月忠夫氏
- ②「解雇で住まいを奪われる派遣労働者」・・・名古屋ふれあいエコー運営委員長・酒井 徹氏
- ③「トヨタ労働組合変質の歴史」・・・中京大学非常勤講師・杉山 直氏
- ④「非正規派遣労働、過度期の派遣業界の現状」・・・派遣会社取締役会長・A氏

☆東京、関西、浜松などと合わせて12本の報告を予定しています。

<問い合わせ>

(東京) 高森 ☎ 070 - 5564 - 4840

(愛知) 近森 ☎ 090 - 4235 - 0662 / 中村 ☎ 090 - 4469 - 4727

いのちと健康 愛知

2010 年会誌

クローズアップ 愛知
(わたしたちの町で!!)



NPO: 愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

「いのちと健康・愛知 2010年会誌」

派遣切りをはじめとする労働者の現実
を見つめる!! 好評発売中

ご購入ください 頒価 ￥1,000

年会誌を読んだ感想が寄せられました

年会誌、早速読ませていただきました。
最初からすごく重い内容で、ため息が熱く
なります。

山で自殺し損なって救助されたKさん。
バスの運転士の山田さん。山田さんのリフ
レッシュ研修は、JR西日本の電車事故で
浮き彫りになった運転士さんたちも、そう
いう類のものがありませんよね。スサマジ
イですね。名古屋市の市バスも地下鉄もこ
んな事があるのですね。驚きです。

短編・エッセイは気軽に読めて楽しかつ
た。太田義郎さんの文章よりご本人から直
接語っていただきたい内容でした。文章に
するとやや堅苦しいかな。

南部(法律事務所)の大辻・岡村両弁護士
は、母の慈しみが感じられて、心がホンワ
カしますね。

港区在住 森田 洋子

出 前
講 座

森林管理局名古屋事務所

「衛生の集い」に講師を派遣

中部森林管理局名古屋事務所から「出前講座」
の依頼がありました。

全国労働衛生週間の行事の一つとして「衛
生の集い」が開かれ、職員が参加しました。

職員25人くらいの職場で三人もうつ病を
発症し、長期療養中だそうです。「病気の人
をどのように把握するのか」、「職場復帰し

たとき、どのように接すればよいか」など
が職場の関心ごとだそうです。

病気療養と職場復帰について、名古屋市
上下水道局の中央安全衛生委員会の体験な
どを話させてもらいましたが冷や汗もので
した。多少とも役に立てばと思っています。

(文責: 吉川 正春)

子育て支援の実態を調査

愛知健康センターの事業の一環として、働く女性の子育て支援体制について調査しました。現在各市町村において「ファミリー・サポート・センター」が設置されており、愛知県下で40カ所開設しています。「はるひ」は今年10月清須市と統合予定。

＜調査内容＞

往復ハガキによるアンケート」で、設立年次と発足時の会員数、現在の会員数を調査しました。(2009年実施)

今回の調査は会員数のみであり、実際の利用状況などの把握に至っていません。又の機会に会員数のみでなく運用の実態や制度の問題点を調査してみたいと考えています。

以下にその概要をお知らせします。自治体毎の数字は当センターにあります。必要な方はセンターに問い合わせ下さい。

愛知県ホームページより

ファミリー・サポート・センターとは ～仕事と家庭の両立支援～

「ファミリー・サポート・センター」は、市町村が設置・運営するもので、育児又は介護に関して「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が会員登録し、急な残業などで保育施設ま

で子どもを迎えに行けない時や、冠婚葬祭などの行事や保護者の病気の時など、困った時に会員相互で助け合う組織です。

◆ファミリー・サポート・センターのしくみ

育児の「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が会員となり、地域で活動を行う「ボランティア的な相互援助グループ」です。

- ・お手伝いをしたい人は・・・提供会員
- ・手助けをしてほしい人は・・・依頼会員
- ・どちらにもできる人は・・・両方会員

各会員利用にあたり、いずれかの会員として、あらかじめ登録する必要があります！

☆ 会員の条件の一例

- ・依頼会員になれる方は、概ね0歳～小学生の子をもつセンター所在地の市町村内在住・在勤・在学者です。(仕事を持つ人だけでなく、専業主婦の方も利用できます)
- ・提供会員になれる方は、センター所在地の市町村内在住者です。

◆ファミリー・サポート・センターの活動内容は？(例)

- ・保育施設の保育開始前や終了後に、子どもを預かる。
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・学童保育の終了後や学校の放課後、子どもを預かる。

- ・学校の夏休みなどに子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。

◆事故などがあつた場合の補償は？

援助活動は、会員同士の請負または準委任契約に基づくもので、活動中の事故は当事者である会員相互間で解決することになっていますが、市町村によるファミリー・サポート・センターでは、万が一の事故に備え、ファミリー・サポート・センターの補償保険に加入していま

す。

育児サービス中であれば、依頼会員のお子さんがけがをした場合、提供会員がけがをした場合の補償や、監督ミスなどで財物に損害を与えたことによる賠償責任が生じた場合の補償制度が整備されています。

<調査自治体>

名古屋、豊田、豊橋、一宮、岡崎、春日井、安城、豊川、小牧、刈谷、稲沢、瀬戸、半田、西尾、東海、江南、知多、大府、北名古屋、尾張旭、犬山、碧南、日進、豊明、愛西、津島、田原、知立、清須、常滑、新城、三好、東浦、岩倉、長久手、蟹江、東郷、幸田、扶桑、吉良、春日

<開設年度は以下の通りです。>

H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
1カ所	1カ所	3カ所	8カ所	8カ所	5カ所	3カ所	4カ所	4カ所	3カ所

人口に占める提供会員数（提供会員1人／人口千人）を調べました。

高い自治体上位3（人／千人）	13.2	7.0	3.4
低い自治体上位3（人／千人）	0.44	0.5	0.6

人口に占める依頼会員数（依頼会員1人／人口千人）を調べました。

高い自治体上位3（人／千人）	13.4	11.3	10.4
低い自治体上位3（人／千人）	0.7	1.2	1.5

提供会員の増加率（現在の提供会員／発足時の提供会員）を調べました。

高い自治体上位3	12.4%	9.0%	5.0%
低い自治体上位3	0.7%	1.5%	1.6%

依頼会員の増加率（現在の依頼会員／発足時の依頼会員）を調べました。

高い自治体上位3	23.2%	20.4%	15.8%
低い自治体上位3	1.5%	1.6%	1.9%

依頼会員に対する提供会員の数（現在の提供会員／依頼会員）を調べました。

高い自治体上位3（人）	3.05	0.80	0.80
低い自治体上位3（人）	0.18	0.21	0.25

※平均は依頼会員1人に対し、提供会員は0.78人です

注意

集計に当たっては、「両方会員」の数は「依頼」・「提供」双方の会員数にプラスしました。

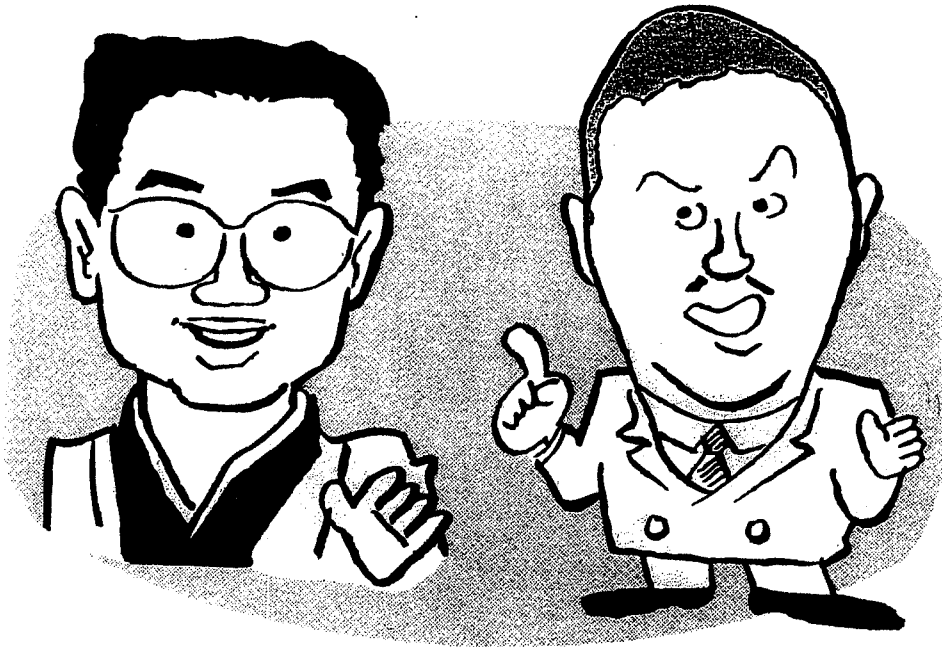
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
担当：吉川 正春

愛労連結成20周年記念

落語演芸会

とき 11月28日^土
午後2時開会

ところ 労働会館東館ホール
金山総合駅から徒歩10分



歓迎
組合員
ご家族

落語

21世紀は組合だ

桂 福車

(かつら ふくしゃ)

1961年生まれ。大阪市出身。大阪府立清水谷高校卒。1983年に22歳で桂福団治に入門して25年。1991年度、1992年度連続してNHK新人演芸大賞本選入選。和歌山放送「紀の国寄席」レギュラー出演中。上方落語協会役員として上方落語の発展に奮闘中。大阪興国高校で週一回落語を講義。笑工房の落語「労働時間が危ない」「21世紀は組合だ」などをヒットさせたように、社会派落語では上方落語界の有力者。

憲法漫談

地球のすみずみに
憲法の花を

ナオユキ

1966年生まれ。三重県出身。1990年漫才コンビ・ダックスープを結成。1992年第22回NHK上方漫才コンテスト優秀賞。1994年第15回ABCお笑い新人グランプリ優秀新人賞など、上方漫才界ではその力が知られた実力者。1999年より漫談家としても活動開始。2003年に笑工房が行っている社会派の笑いに共鳴してその一員に参加。2006年6月漫才コンビを解散し本格的な社会風刺漫談家として再出発。

愛知県労働組合総連合

健康で働き続ける社会のために いのちの尊厳を守る裁判の支援をお願いします。

裁判の進行状況と、支援する会の運動の動きをお知らせします。(順序不同)
公正で道理ある判決を求め、多くの市民が注目していることが伝わるように、あなたも傍聴に参加してください。署名にも協力ください。

堀裁判—高裁

(豊川市職員過労自死の公務災害認定を求める)

10月9日(金)、元市職員阿部さんが証人に立ち上司の言動を赤裸々に証言しました。ご協力に感謝します。

11月8日(日)地元(豊川市御津町)で報告・決起集会開催。次回は11月27日(金)13:30。

鳥居裁判—地裁

(先生が倒れ障害者に、公務災害認定を求める)

弁論準備の法廷が10月30日(金)開かれました。原告から新宮医師の意見書を提出しました。また、鳥居先生の6ヶ月間の労働時間の表を作成して提出しました。

被告はその表のチェック。次回までに医師の意見書を出す。次回は12月18日(金)10:00～

小池裁判—高裁

(マツヤデンキ過労死労災認定訴訟)

10月30日(金)第3回総会を開き最終局面での取り組み強化(要請ハガキ、署名など)を決定しました。「栄総行動」でも取り組みを決め、裁判所要請を予定です。

12月4日(金)13:30口頭弁論が開かれます。

12月6日(日)14:00～豊橋市民センターで支援集会を行います。(愛視協議長梅尾さんの報告)。

倉田裁判—地裁

(刈谷市職員過労死の公務上災害認定を求める)

10月27日(火)日進行協議が開かれました。これまでに、12月21日(月)10:00～16:00に証人尋問が行われ、来年2月3日(水)結審の日程が決まりました。

12月14日(月)には、刈谷市役所前で職員向けに早朝ビラを配布します。

小出裁判—地裁

(ソフトバンク過労自死労災認定訴訟)

10月24日(土)午後4時から労働会館で和解報告集会が行われました。多数の参加ありがとうございました。みなさんの御支援に感謝します。

11月2日「労災認定」行政訴訟を提訴しました。引き続きご支援をお願いします。

市バス運転士山田—基金支部

(パワハラで自死、基金に公務災害申請)

9月30日(水)支援する会結成総会が52人の参加で開かれ、支援の大きな出発となりました。現在、会員加入と署名の取り組みを進めています。河村名古屋市基金支部長宛の署名は、11月9日(月)提出予定です。

藤原裁判—高裁

(中電労働者アスベスト損害賠償訴訟)

10月27日(火)提訴審第1回目の法廷が開かれ、藤原さんは1審の不十分な判決内容を改める「付帯提訴」をしました。次回は12月24日(木)11:00です。

エッセイ 「釣りバカ」浜ちゃん



国労愛知県支部 執行委員長 浜島 由紀夫

クロダイ釣りをする方、これから始めたいという方にチョットだけ教えてあげたい・・・やれば必ずあなたもきっとダンゴ釣りの虜になるだろう！！

クロダイの特徴は、とても警戒心の強い魚だと言われています。また、一般的に海底付近を回遊し、潮の濁りを好みコマセに集まるとも言われています。クロダイの習性を巧みに利用した釣り方がダンゴ釣りである。

ダンゴ釣りの特徴はエサ取りなどのアタリがなければ、どんどんダンゴを打ち返し、そこにクロダイを寄せることに専念する。そして、クロダイが寄ってしまえば、今の時期であれば二桁は軽く釣れます。と言っても簡単に釣ることはできません。

七年ほど前に清水港でダンゴ釣りを始めたときは、ダンゴが途中で割れたり着底したダンゴから付けエサがとれない・アタリに合わせて、エサを取るボラを釣り上げたりと悪戦苦闘の中、本命のクロダイを釣り上げたときの感動は今でも忘れない。

ダンゴ釣りは初心者でも正確に海底にエサを沈める事。クロダイのアタリを見極めることが重要であり、竿先を大きく引き込むような派手なアタリばかりでもない。慣れないうちはとりあえず大きなアタリに合せる、これなら確実にヒットする。

少し慣れてきたら小さな当たりにもチャレンジする。変だなと感じたらとりあえず、全てあわせてみる。どんな釣りでも上手になるためには実践あるのみ。より多くの場数を踏むことで上手くなるものだと思います。

ぜひ一度ダンゴ釣りを試してください。余談ですが高速道路の無料化など実現すれば？釣りに行く機会が増えるかな。

◆過労死・過労自死 電話相談 110番を実施します

「困ったら 一人で悩まず 先ず電話」

勤労感謝の日に恒例の過労死電話相談 110番を開催します。時間のある方は、お手伝い下さい。(マスコミにも連絡済みです。)

- ・日時：2009年11月23日(祝)10:00～16:00
- ・場所：愛知健康センター事務所

Tel: 052-883-6966 Fax: 052-883-6983

事 務 局 日 誌

9月1日 火 瀬古、八田、林氏来所あいさつ
Aさん息子へのパワハラ電話相談

9月2日 水 過労死家族の会来所 三役会
ホームページ改訂木村
Oさん電話相談「人事が解雇の意向」
名古屋法律友の会総会案内に来所

9月3日 木 市バス山田さん支援する事務局会議
桑原さん来所「会」ニュース持参

9月4日 金 Nさん家族来所労災申請書類の検討

9月9日 水 Hさん労基署訪問 鈴木同席
Nさん会社代理人と話し合う 鈴木・吉川立会
ファミリーサポートセンターまとめを郵送

9月10日 木 「食農健」会議

9月11日 金 全国センター10周年集会宮崎・近森・鈴木
Dさん休業・難病で電話相談

9月14日 月 事務局会議（出席5人）
Nさん会社への対応協議鈴木・吉川
小出事務局会議
名古屋交通局と労組訪問（山田事件）宮崎・吉川

9月16日 水 ニュース9月号の編集・印刷

9月17日 木 重工産業労組団体加入
アスベスト事務局会議

9月18日 金 ニュース、総会資料、会費請求書の発送
年会費の販売団体回り今枝・大家
小池事務局会議

9月20日 日 富山大横井ゼミ来所（トヨタ研究）
新婦人來所 懇談

9月24日 木 杉山勝利集会プログラム作成

9月25日 金 岩田道成研究会来所
市バス山田事務局会議

9月27日 日 杉山さん報告集会ご苦労さん会

9月28日 月 事務局会議（出席7人）
小出報告集編集会議
救援会（竹崎・加藤）来所 救援美術展案内

9月30日 水 山田支援する会準備

10月1日 木 理事会（参加11名）

10月2日 金 アスベスト土田さん来所110番の要請
中部森林協会「衛生の集い」講座吉川

10月3日 土 「深夜労働シンポ」東京 鈴木

10月4日 日 アスベスト「110番」 鈴木

10月6日 火 Sさん（トヨタ関連）復職で電話相談

10月12日 月 中島さん来所（小池総会打ち合わせ）

10月13日 火 事務局会議（6人出席）

10月14日 水 年会誌市大病院労組に要請 吉川

10月15日 木 松下プラズマ解雇事件で吉岡氏来所

10月16日 金 Sさん復職の件解決の電話
「食農健」会議

10月17日 土 三浦さん来所 市バス山田打ち合わせ
年会誌販売（建交労・全港湾など）鈴木
Nさん 代理人話し合いを受け、労基署書類提出確認
ホームページ更新 木村
Hさんの件社長から電話

10月21日 水 Hさん労基署と話し合う鈴木・近森

10月22日 木 渡辺三千夫さんお見舞い 鈴木・宮崎

10月23日 金 自治労連労安集会 鈴木・大家・吉川

10月24日 土 小出報告集会ご苦労さん会

10月26日 月 事務局会議（7人出席）
Nさん労基署書類確認、センター加入

10月27日 火 倉庫の片付け（3日間）

10月28日 水 Nさん労基署に労災申請書を提出鈴木・大家立ち会い

10月30日 金 全国センター理事会 宮崎

団体・個人の署名に取り組みました。

<9月・10月分>

公務員アスベスト認定署名 52 通
（保険医協会、柳瀬医院、南部法律事務所など）
山田支援する会 封書 11 通 292 筆
鳥居支援する会 5 筆
倉田支援する会 38 筆
小池支援する会 571 筆裁判所に提出
堀支援する会 15 筆
中原医師過労死（東京）、パナソニック解雇事件、
福岡県職員過労死事件、保育、教育、などの
団体・個人署名に取り組みました。

当 面 の 日 程

月 日	事 項	時間	場 所 な ど
11月8日 日	堀さん支援する会	18:30	豊川市御津町ハートフルホール
11月9日 月	事務局会議・20周年検討会	10:00	事務所
11月10日 火	栄総行動要請団学習会	18:00	女性会館
11月18日 水	過労死家族の会厚労省交渉 栄総行動 堀裁判・弁護士会議	8:00 13:00	東京 三の丸宣伝 12:00栄小公園デモ 南部法律事務所
11月19日 木	全国センター理事会	11:00	東京
11月20日 金	ジェイクト・田中裁判	16:30	名古屋地裁
11月21日 土	愛知争議団総会	13:30	労働会館本館
11月23日 祝	健康センター「過労死110番」	10:00	事務所
11月24日 火	事務局会議	10:00	事務所
11月26日 木	アスベスト対策愛知連絡会事務局会議	14:00	労働会館小会議室
11月27日 金	豊川市職員過労自死・堀裁判	13:30	名古屋地裁
11月28日 土	愛労連結成20周年記念事業 労働負担研究会IN愛知	14:00 10:00	労働会館東館ホール 労働会館
11月29日 日	労働負担研究会IN愛知	9:00	労働会館
11月30日 月	金丸事務局会議	18:30	事務所
12月2日 水	市バス山田事務局会議	18:00	事務所
12月3日 木	過労死研究会	18:30	水野法律事務所
12月4日 金	全国センター総会 マツヤデンキ過労死・小池裁判結審	11:00 11:30	東京 名古屋高裁
12月6日 日	小池裁判支援集会	13:30	豊橋市・カリオンビル
12月7日 月	事務局会議	10:00	事務所
12月10日 木	倉田弁護士会議	13:30	第一法律事務所
12月14日 月	刈谷市役所前早朝ビラ配布	7:30	刈谷市役所
12月18日 金	中学先生過労障害・鳥居裁判	10:00	名古屋地裁
12月19日 土	愛知健康センター望年会	18:00	労働会館
12月21日 月	刈谷市職員過労死・倉田裁判証人尋問	10:00	名古屋地裁
12月22日 火	事務局会議	10:00	事務所
12月23日 水	センター・家族の会クリスマスの集い		エキシブ蓼科
12月24日 木	中電アスベスト・藤原裁判 産業保健フォーラムIN愛知	11:00 13:00	名古屋高裁 中区役所ホール
1月7日 木	事務局会議 第2回理事会	10:00 18:30	事務所 労働会館会議室